8	６番　　松　林　　敏　　議員 ①　高田南土地区画整理事業の保留地入札について 一般的に保留地には、購入者が建設会社を自由に選べることや、町と直接契約することで仲介手数料がかからないことなどの利点があります。しかしながら、令和８年１０月２９日の入札では、募集した１４件のうち４件が落札され、残る１０件は入札がありませんでした。このことを踏まえ、これまでの保留地入札の課題や今後の方針について、以下の質問をします。 （１）一括施工地内の保留地の販売状況について、高田南土地区画整理事業の一括施工地内で、処分対象となる保留地は全体で何宅地あり、令和８年１１月末時点で、売買契約を締結した宅地と、未契約の宅地は、それぞれ何宅地あるか。また、契約済みの宅地のうち、購入者が法人の宅地と個人の宅地は、それぞれ何宅地あるか。 （２）保留地を購入する利点とその周知について、町は、これまでの入札における法人、個人のそれぞれの参加状況をどのように捉えているか。また、建設会社を自由に選べることや、仲介手数料がかからないことなど、保留地を購入する利点をこれまでどのように周知してきたか。個人の入札参加を促すため、こうした利点をより分かりやすく、広く周知する考えはないか。 （３）入札手続きの案内の充実と現地説明会について、多くの住民にとって、入札は日頃なじみの少ない手続きです。初めての方でも参加しやすいよう、保留地販売応募要領に加え、申込みから入札、契約までの流れを、イラストや書類の記入例を使った資料や短い動画などを作成し、分かりやすく案内する考えはないか。また、申込期間中に現地説明会を開き、町が敷地の位置や道路との接し方、高低差などを説明し、購入希望者がその場で質問できる機会を設ける考えはないか。 （４）購入希望者と町内建設業者が話せる機会について、高田南土地区画整理事業地内で住宅の建設が進むことは、町内の建設業者にとって、地元で仕事を得る機会になると考えます。町が行う現地説明会に併せて、町内の建設業者に共通の条件で広く参加を募り、希望する購入検討者が、住宅の配置や駐車場、外構工事などについて業者と気軽に話せる機会を設ける考えはないか。 ②　水道料金の見直しと全世帯への周知について 長与町水道料金等審議会は、令和８年９月２８日、水道料金を平均２３.０３％引き上げることが適当とする答申書を町長に提出しました。答申の附帯意見では、改定の趣旨や必要性について、使用者への丁寧な周知を求めています。 平均改定率の２３.０３％という数字だけが伝わると、自分の世帯でも同じ程度の値上げになると受け止める方もいると考えます。しかしながら今回の水道料金改定には、基本水量の廃止が盛り込まれており、値上げ幅はメーター口径や使用水量によって異なります。例えば答申どおりに改定された場合、メーター口径１３ミリで月８立方メートルを使用する世帯では、税込みの水道料金が月９９０円から1,５６２円へ、月５７２円の増加で、約５７.８％の値上げとなります。 改定後の請求書を受けて初めて、料金が５割以上も値上がりしたことを知るということがないよう、丁寧な周知が求められると思います。以上を踏まえ、２点伺います。 （１）使用者への周知方法と説明会について、答申の附帯意見には、料金改定の趣旨や必要性について、複数の広報手段を活用し、使用者の理解が得られるよう丁寧に周知することを求めています。町は、いつから、どのような方法で周知する考えか。また、使用者が改定の理由や負担の変化について直接質問できる説明会を開催する考えがないかお聞かせください。 （２）新旧料金の個別通知と早見表の全世帯配布について、料金改定までの数カ月間、検針票などに、各使用者の実際の使用水量に基づく現行料金と、同じ水量を改定

	後の料金で計算した場合の見込額を並べて示す考えはないか。また、個別通知が難しい場合は、メーター口径と使用水量から新旧の税込料金と増加額が分かる早見表を作成し、自治会への加入の有無にかかわらず、改定前に町内の全世帯に配布する考えはないか伺います。